

関係法令の改正等に伴う 河川整備計画の変更について

法令整理・通知文書等・関係機関協議
の状況と今後の対応案

特定外来生物について①

- 前回委員会でのご意見:
特定外来種の導入防止、維持管理の優先順位
- 外来生物法 H17(最終改正H25.6) 国が防除主体
環境省「全てに対処するのではなく、その目的[例:農作物被害の低減、保護地域を守る等]に応じて行動する」
(オオキンケイギクについて)
- H26.9 県環境生活部通知 ([資料 I](#))
違反事例: 種子と根は生きたままの運搬が禁止、自治体が行う駆除は国の確認が必要
- H26.2 中四国管区行政評価局 ([資料 II](#))
敷地外の法面も駆除しないと効果がない

特定外来生物について②

(具体的な対応案)

- 河川整備の目的として、治水上支障になる場合
『防除』、残土搬出入・除草・植生での『移出入防止』
- 分布状況の把握や、河川工事・維持管理で発見した際等、関係機関との連携に努める。

(今後の検討事項)

- ・府内関係各課、国との協議・調整
- ・生息種や状況の河川毎の相違の把握
⇒一括申請の可否
- ⇒(1)認可・同意申請／(2)県の方針として記載か方向性を判断

老朽化・ソフト対策について (資料-Ⅲ)

● 河川法第15条(H25改正で規定)

「河川管理者は、河川管理施設を良好な状態に保つよう維持し、修繕することとし、そのために必要な技術的基準を政令で定めることとする。」

● 水防法改正(H13・H17改正以降)：ソフト対策の充実

1. 浸水ハザードマップの義務化、避難行動の支援
2. 水位等のリアルタイム情報(システム整備等)

● 国交省(9/30協議)

今後交付金事業で着手する箇所から河川整備計画への記載が必要(:大規模更新を主眼に)

⇒今後(1)共通記述での共通認可・同意申請／(2)個別箇所毎の具体記述と段階的申請 を判断

自 第 238 号
平成 26 年 9 月 8 日

木庁各課（室・センター）長
各 地 方 機 関 の 長
企 業 局 各 課 長
病 院 局 県 立 病 院 課 長
教 育 庁 各 課 長

様

環境生活部自然環境課長

オオキンケイギク※の防除に関する外来生物法の遵守について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物に指定されているオオキンケイギクについては、その種子及び根の栽培、保管、運搬等が禁止されているところですが、今般、市町村の道路管理、河川管理等の取り組みの中で、法が遵守されていない事態が見受けられたため、平成 26 年 8 月 8 日付環国地野発第 1408082 号で中国四国地方環境事務所長より別添のとおり通知がありました。

については、県管理施設の草刈り等において、外来生物法の遵守のため、下記の点について留意して頂きますようよろしくお願ひします。

なお、市町村長へは別途中国四国地方環境事務所長より通知がなされておりますことを申し添えます。

記

1. オオキンケイギクの種子及び根については、生きたまま運搬することが禁止されていること（法第 1 条・第 2 条・第 4 条、施行令第 1 条・第 3 条）。
2. 刈り取ったオオキンケイギクの茎や花のみを運搬することは、法第 4 条の禁止行為には該当しないこと。
3. 刈り取ったオオキンケイギクに種子が付着した状態で運搬する場合又は根から抜き取ったオオキンケイギクを枯死させない状態で運搬する場合は、法第 4 条の禁止行為に該当するので、中国四国環境事務所長より予め飼養等の許可又は防除の確認を受ける必要があること（法第 5 条・第 18 条）。

○参考

「外来生物法」ホームページ

<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

※ オオキンケイギクとは、北アメリカ原産のキク科の多年草で、緑化や園芸のために日本国内に導入されましたが、旺盛な繁殖力のため在来種を駆逐し、日本の生態系に悪影響を及ぼすことから、特定外来生物に指定され、栽培や輸入などが禁止されています。

担当 自然保護グループ 奥村 内線 6516

【ブロック機関コーナー】 ◇外来生物防除で改善通知＝中国四国管区行政評価局

中国四国管区行政評価局は27日、中国四国地方環境事務所、中国四国農政局、中国地方整備局の3機関に対し、外来生物の生息に関する情報共有や自治体などの駆除活動への効果的な助言などを求める改善通知を行った。同行政評価局は今年度、全国で初めて「**特定外来生物の防除に関する行政評価・監視**」を実施。その結果、管内で特定外来生物の防除に責任を持つ3機関の取り組みが不十分な実態が明らかになったという。

それによると、管内で甚大な農作物被害をもたらしているヌートリアやアライグマについて、自治体に適切な手法での防除を認める「防除の確認」制度の周知が不十分で、制度を活用している自治体と、そうでない自治体で生息状況に大きなばらつきがあった。未認定の自治体でヌートリアを生きたまま搬送する法令違反も見られ、行政評価局は環境事務所と農政局に「成果を上げている自治体の取り組みを情報共有し、防除の確認制度の普及を一層促すこと」を要請した。

セアカゴケグモに関しては、国から適切な助言がなく発見時の対応で苦慮しているといった自治体の悩みが浮き彫りになり、「国、県、市町村、土地所有者の役割分担や、住民への周知方法を例示すること」を環境事務所に通知した。

オオキンケイギクの防除では、国道管理の一環で道路脇は除草しながら、道路から離れた部分は手を付けず種子の根絶が不十分な実態などが判明。地方整備局に対し、「通常の管理行為の範囲外でも防除で効果を上げている例を参考に、防除範囲を拡大すること」を求めた。(了)

●水防法及び河川法の一部を改正する法律案

近年頻発する水害を踏まえ、水防活動及び河川管理をより適切なものとし、その連携を強化するため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設、河川協力団体制度の創設等の措置を講ずるとともに、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、従属発電に関する登録制度を創設する。

背景

- 気候変化による豪雨や台風の強度の増大



平成24年7月九州北部豪雨

- 高度成長期に整備された多数の構造物の老朽化



水門の門柱部のコンクリート剥離

- 環境・エネルギー問題の深刻化に伴うクリーンエネルギーの必要性の高まり



農業用水を活用した小水力発電(従属発電)

改正案の概要

水防活動への河川管理者等の多様な主体の参画

河川管理者の水防活動への協力等

- 水防計画に河川管理者の協力(情報提供等)を位置付け
- 同計画に基づく水防活動への協力

事業者等の自主的な水防活動

- 浸水想定区域内で以下の事業者による避難確保・浸水防止の取組を促進(計画作成、訓練実施、自衛水防組織設置)
 - ・地下街等
 - ・高齢者等の配慮を要する者が利用する施設
 - ・大規模工場等

河川管理施設の老朽化対策等適切な維持管理の確保

河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設

- 河川管理施設等を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
- 維持・修繕の基準を策定(政令)

河川協力団体の指定等

- 河川管理者は、河川管理に協力する法人又は団体(NPO等)を河川協力団体として指定
- 河川管理者からの河川管理施設の維持・操作、除草等の委託先に民間団体を追加

再生可能エネルギーの導入促進

従属発電に関する登録制度の創設

- 既許可水利権を利用した従属発電のための水利使用について、河川管理者の許可に代えて、登録を受ければ足りることとする。

地域の防災力の強化、河川管理施設等の確実な維持管理等による安全と安心の確保

河川行政の転換と取り組み

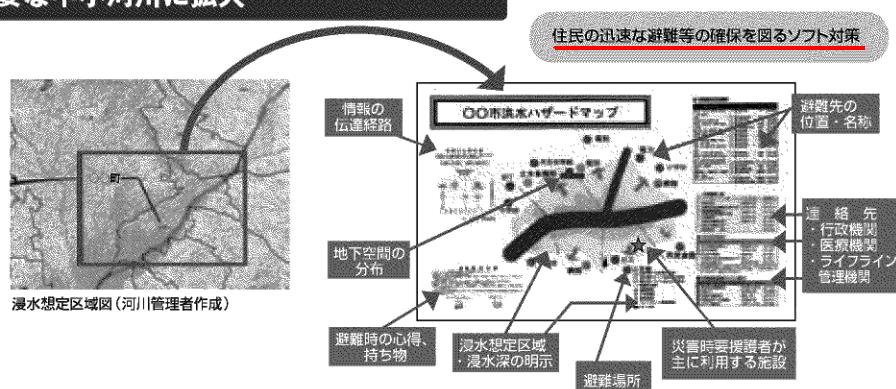
水防法の改正（平成17年5月2日法律第37号）

●改正水防法の概要

平成16年及び近年の水災を踏まえ、地域の水災防止力の向上を図るために、浸水想定区域を指定する河川の範囲の拡大、中小河川における洪水情報等の提供の充実、水防協力団体制度の創設、非常勤の水防団員に係る退職報償金の支給規定の創設などの改正を行いました。

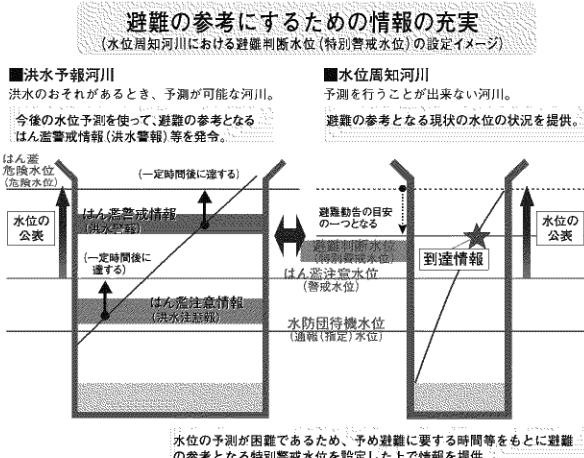
1. 浸水想定区域の指定対象を主要な中小河川に拡大

現行の洪水予報河川に加え、国土交通大臣または都道府県知事が指定する主要な中小河川においても浸水想定区域を指定します。あわせて浸水想定区域を含む市町村は、洪水ハザードマップを作成し、その内容を印刷物の配布等により一般へ周知します。



2. 主要な中小河川における洪水情報伝達の充実(水位情報の周知)

国土交通大臣または都道府県知事が指定する洪水予報河川以外の主要な中小河川（水位周知河川）において、避難勧告の目安の一つとなる避難判断水位（特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときにはその旨を水防管理者等へ通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般へ周知します。



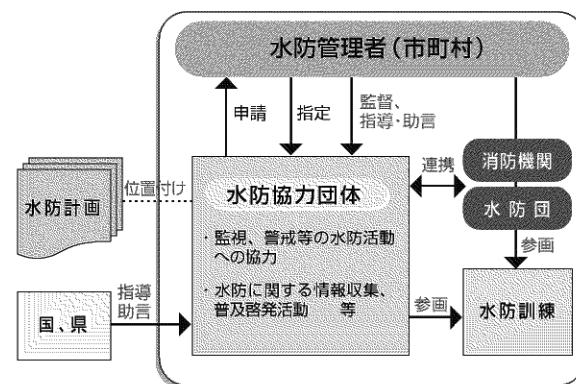
3. 大河川における洪水予報の充実

国土交通大臣が指定した洪水予報河川で、氾濫した洪水が広域に及ぶ大河川については、従前の水位や流量の予報に加え、はん憂後において、はん憂による浸水区域およびその水深を予報することができますようになります。

4. 水防協力団体制度の創設 等

水防管理者により、水防協力団体に指定された公益法人やNPO法人は、水防団体等が行う水防活動に対する協力業務や水防に関する情報等の収集、調査研究、知識の普及及び啓発等を行うことができます。また、非常勤の水防団員への退職報奨金の支給規定を創設しました。

水防協力団体制度の概念図



5. 地下施設における避難確保計画の作成

市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者または管理者は、単独または共同して避難確保計画を作成します。

6. 高齢者等が主に利用する施設への洪水予報等の伝達

市町村地域防災計画に施設の名称と所在地を定められた浸水想定区域内の主として高齢者や乳幼児等が利用する施設について、洪水予報等の伝達方法を市町村地域防災計画に規定します。